

国立国会図書館

新しい研究不正ガイドラインの論点

—ガイドラインの課題とガイドライン後の課題—

調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 835 (2014. 11. 6.)

はじめに

I 新ガイドラインの特徴

- 1 新ガイドラインの性格
- 2 対象となる機関の拡張
- 3 行政の積極的な関与

II 新ガイドラインの課題

- 1 研究不正の定義、特に改ざんの定義の特殊性
- 2 再実験の問題
- 3 研究記録の不存在と研究不正の認定

4 告発をめぐる課題

III ガイドライン制定後の課題

- 1 新ガイドライン導入期の課題
- 2 研究の公正性の確保と手続的問題
- 3 ガイドラインを越える問題

おわりに

- 文部科学省は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を策定した。本ガイドラインは大臣決定として制定されていること、対象となる研究活動や研究機関が現行ガイドラインより拡張されていること、行政の積極的な関与が見られることなどの特徴がある。
- 新しいガイドラインには、いまだに根本的な課題が残されている。研究不正の範囲が限定されているため、研究記録の不存在と研究不正の認定との関係が不明確であること、必ずしも妥当ではない再実験を調査方法として位置づけていること、告発に対して抑制的であること、などである。
- 今後、経験の少ない機関が困難に直面する可能性があるほか、告発の期限の考え方、ガイドラインから漏れた事項の扱い等検討すべき課題が残されている。

国立国会図書館

調査及び立法考査局文教科学技術調査室

(専門調査員 こばやし しんいち 小林 信一)

第 8 3 5 号

はじめに

文部科学省（以下「文科省」）は2014年8月に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」¹（以下「新ガイドライン」）を発表した。新ガイドラインの策定は、2006年に初めて策定された「競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」²（以下「旧ガイドライン」）以来のことである。本稿の目的は、これらのガイドラインに内在する課題を抽出することである。

日本で研究不正が明確に規定されたのは2006年の旧ガイドラインが最初であり、研究不正に対する取扱いの歴史は極めて短く、その経験は少ない。研究不正を取り扱う経験が浅いことは、ガイドラインが十分に成熟していないこと、ルールの解釈や運用に習熟していない可能性を示唆する。その意味で、ルールの検証と改良を繰り返して、その時代の研究動向や研究環境に適合するルールのあり方を継続的に追究していくことは有意義である。

筆者は、新ガイドラインの案³の段階で、旧ガイドラインやその策定過程の議論、米国連邦政府における研究不正に関する規程を包括的に検討し、旧ガイドライン及び新ガイドライン案の問題点を考察し、その結果を発表した⁴。しかし刊行までに時間を要したため、拙稿は新ガイドラインよりも後に発表された。新ガイドラインに照らしても、拙稿の論点は特段の見直しを要するものではないが、本稿では新ガイドラインに沿って改めて課題を確認し、併せて新ガイドライン策定後に予想される課題を整理する。

I 新ガイドラインの特徴

1 新ガイドラインの性格

新旧のガイドラインはともにガイドラインと呼ばれるが、その位置づけは大きく異なる。新ガイドラインの最大の特徴は、文部科学大臣決定として定められたことである。旧ガイドラインは、あくまでも審議会報告の一部に位置づけられており、行政上の明確なルールではなかった。旧ガイドラインは、各機関⁵が研究不正に関する規律⁶を策定する際に参照

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセスは、特に断らない限り、2014年10月22日である。

¹ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）<http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf>

² 旧来のガイドラインは行政上のルールではなく、審議会の答申の一部という位置づけであった。すなわち、文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて—研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書—」2006.8.8. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2013/05/07/1213547_001.pdf> の第2部が「競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」である。第1部は研究不正行為に対する考え方や機関による規程等の整備、防止のための取組などを述べた部分であり、第2部が各機関が規程を整備する際に踏まえることが期待されるガイドラインとなっていた。

³ 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（案）2014.7.3. 電子政府の総合窓口パブリックコメントウェブサイト <<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000115002>>（2014年8月1日アクセス。現在はこのページは存在しない。）

⁴ 小林信一「我々は研究不正を適切に扱っているのだろうか（上）—研究不正規律の反省的検証—」『レファレンス』764号, 2014.9, pp.25-45. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8752135_po_076402.pdf?contentNo=1>; 小林信一「我々は研究不正を適切に扱っているのだろうか（下）—研究不正規律の反省的検証—」『レファレンス』765号, 2014.10, pp.5-33. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8779798_po_076501.pdf?contentNo=1>

⁵ 主として大学、独立行政法人等の研究を実施する研究機関を指す。

⁶ 機関が策定する研究不正に関する規則等は、ガイドライン、ポリシー、規則、規程等、さまざまな呼称があ

すべきガイドラインと位置づけられていた。そのため、旧ガイドラインに厳密には倣わなかった機関もあり、現在は多様な規律が存在している。

新ガイドラインは、文科省が機関に対して履行状況調査を実施することを規定⁷するほか、状況次第では文科省が「研究機関に対し、体制整備等の不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付す」、文科省の判断に基づき「競争的資金の配分機関は、その研究機関に対する競争的資金における翌年度以降の間接経費措置額を一定割合削減する」、それでも十分でないときは、文科省の判断に基づき「競争的資金の配分機関は、その研究機関に対する翌年度以降の競争的資金の配分を停止する」等の措置をとることを規定⁸している。つまり、新ガイドラインは、文科省が行政的な措置をとる際の根拠である。

文科省が措置をとる上では、各機関が制定する研究不正の調査や認定⁹の規律があまりにも多様であっては、措置の前提となる研究不正認定の衡平性が担保できない。そこで、各機関が制定する規律を一定の幅の中に収めることが必要になる。そのためには旧ガイドラインのような法制上の位置づけが曖昧なものではなく、強い羈束性¹⁰を持ったガイドラインが必要になる。それが大臣決定による新ガイドラインである。今後、各機関は新ガイドラインが示す考え方に沿った規律を制定することが求められる¹¹。

このことは、少なくとも短期的には、現場に混乱又は困難をもたらす可能性がある。従来の多様な規律の中には、研究不正に対する考え方、研究不正の調査や認定に関する考え方が新ガイドラインとは異なるケースが少なからず存在しているからである。しかし、長期的には各機関の多様な規律を一定の範囲に収斂させる効果を持つと推測される。

2 対象となる機関の拡張

新ガイドラインは、ガイドラインが対象とする範囲を拡張している。第1に、新ガイドラインは、研究者や大学院生のみならず、学部生さらには研究支援人材など、広く研究に関わる者について研究倫理教育を実施することを明確に要請する¹²など、研究倫理教育の観点からガイドラインの対象者を拡張した。特に、競争的資金等により実施される研究活動に参画する研究者（学生が参加する場合は、学生も含む）の研究倫理教育プログラムの履修を実質的に義務化¹³するなど、旧ガイドラインには見られない体系的取組を要請して

る。本稿ではそれらを規律と総称する。

⁷ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」前掲注(1), p.23.

⁸ 同上, pp.21-22.

⁹ 認定とは、研究不正の事実に関する認定のことを言う。研究不正の有無のみならず、研究不正の程度や研究不正を行った人物やその責任の程度等についても事実認定する。

¹⁰ 本稿では、行政機関が定めるガイドライン等が、その適用を受ける機関の内部規程の内容やそれに基づく行為を強く拘束するか、あるいは裁量を認めるかを示す上で、その拘束の程度を「羈束性」と表現する。

¹¹ 新ガイドラインにおいては、「本ガイドラインに沿って、研究機関においては、研究活動の不正行為に対応する適切な仕組みを整えること、また、配分機関においては、競争的資金等の公募要領や委託契約書等に本ガイドラインの内容を反映させること…（中略）…を強く求めるものである。」としている。「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」前掲注(1), p.2.

¹² 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」前掲注(1), pp.7-8.

¹³ 米国では例えば、America COMPETES Act of 2007 (P.L.110-69)において、国立科学財団（National Science Foundation: NSF）の助成による研究プロジェクトに参加する学部生、大学院生、博士研究員に対して、機関が責任ある研究実践、また、倫理的な研究実践に関する適正な訓練を提供し、監視することを要請した（§7009）。これに基づき、NSFは2010年1月改定のNSF Award and Administration Guideにおいて、機関が関係者に研究倫理教育を実施すべきこと、研究助成の申請においては履修したことの証明が必要となること等を規定する

いる。

第2に、ガイドラインが対象とする研究活動を「文部科学省及び研究費を配分する文部科学省所管の独立行政法人の競争的資金を活用した研究活動」¹⁴から「競争的資金等、国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動」¹⁵に拡張した。運営費交付金を受けて実施される研究活動としては、比較的大規模又は組織的な研究活動が想定され、そのような機関では少なからず競争的資金も得ているだろうから、対象機関の範囲に大差はないと思われる。一方、後者の私学助成等の基盤的経費によって実施される研究活動に関しては、競争的資金による研究活動がほとんど実施されてこなかったような私立大学、私立短期大学等における研究活動（例えば、大学紀要への論文執筆など）も対象となることから、従来本格的な研究活動の経験が十分にはなかったような機関も対象となり、ガイドラインの対象の裾野が広がることになる。この点は、運用上さまざまな課題を投げかける可能性がある。

3 行政の積極的な関与

旧ガイドラインの審議過程では、初期段階で、行政は研究不正事案から一定の距離を置くという原則を示した¹⁶。このような原則に基づいて、旧ガイドラインでは、研究不正に対する措置に関しても、研究者の所属機関や研究資金配分機関のルールに従う方針を示していた。しかし、このことは、研究不正を研究者個人の責任に帰することで済ませ、研究倫理研修を実施する程度の事後的な対策にとどまり、事前防止活動に本格的に取り組む契機とならない面があった。そこで、新ガイドラインは、機関の管理責任を明確にし、事前防止のための組織的取組を推進するため、研究不正に関わった個人のみならず、所属機関の責任を問い、場合によっては機関に対する措置を講じうるものとした。機関の責任を判断し、措置をするのは、必然的に、研究資金を配分している文科省の役割となる¹⁷。結果として、新ガイドラインにおいては、文科省の関与が色濃く現れる¹⁸。

(The National Science Foundation, “Part II: Award & Administration Guide,” *Proposal and Award Policies and Procedures Guide*, 2009.10. p.IV-3. <http://www.nsf.gov/pubs/policydocs/pappguide/nsf10_1/aagprint.pdf>) など、類似の取組が実施されている。

¹⁴ 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(2), p.12.

¹⁵ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」前掲注(1), p.10.

¹⁶ 「「研究活動における不正行為への対応」の問題は、《知の生産のプロセスにおける品質管理》の問題であり、個々の生産者はもちろん、生産の場である研究機関、研究者の切磋琢磨・相互批判の場である研究者コミュニティも、それぞれの立場において、この《品質管理》のための厳しい自己管理を行わなければならない。…(中略)…行政は、この《品質管理》が正しく行われることを重大な関心をもって見守りつつ、健全な研究活動への支援を送っていくべき立場にある。」(研究活動の不正行為に関する特別委員会「資料2「研究活動における不正行為への対応」3原則」(第3回配布資料)2006.4.27. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/siryu/attach/1334756.htm>)

¹⁷ 文科省が判断する場合も、有識者による検討や、機関による弁明の機会の付与等、機関内の研究不正調査手続と類似の手続が採用されると推測される。文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」2014.9, p.37.(FAQ 4-③) <http://www.mext.go.jp/a_menu/inzai/fusei/_icsFiles/fieldfile/2014/10/02/1351565_01.pdf>

¹⁸ 文科省が新ガイドラインの検討を開始した当初は「研究活動における不正行為は科学そのものに対する背信行為であり、まずは、研究者自らの規律や大学等の各研究機関、研究者コミュニティの自律に基づく自浄作用として対応すべきであるとの基本姿勢…(中略)…については現行ガイドラインを踏襲」と、研究者コミュニティの自律性を尊重することを明記していた(「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用

機関に対する措置を前提とすれば、文科省の関与は必然ともいえる。一方で、新ガイドラインは、研究者の行動規範や研究活動において守るべき作法に関しても言及している¹⁹。これらは本来、研究者コミュニティが自律的に取り組むべき問題である。このような問題に行政が関与して、ガイドラインの中で定めるべきか、あるいは定めざるをえないのかは、議論の余地がある。

II 新ガイドラインの課題

Iでは新ガイドラインにおいて顕著な変化が見られた点を抽出した。一方では、旧ガイドラインから変わることがないまま、研究不正の取扱いを複雑にし、混乱の要因になっている問題もある。拙稿では、米国連邦政府の研究不正に関する規律²⁰と対照することで、旧ガイドラインや新ガイドライン案の課題を抽出した²¹。そこで提示した論点は、新ガイドラインにおいても解決されず、そのまま課題として残されている。ここでは、新ガイドラインでも手つかずのまま残された主要な課題を整理しておく。

1 研究不正の定義、特に改ざんの定義の特殊性

日米ともに、捏造 (fabrication)、改ざん (falsification)、盗用 (plagiarism) を研究不正²²と定義しており、表面的には同じように見える (捏造、改ざん、盗用を、それぞれの英語表記の頭文字をとって「FFP」と呼ぶ)。しかし、日米では重要な違いがある。表1に主要な規律の定義を整理した。

最大の違いは、研究不正の定義が対象とする研究の段階である。米国では、「研究の申請から研究成果の報告までのすべての研究段階」における捏造、改ざん、盗用を研究不正として定義しているのに対して、日本の新旧ガイドラインでは「発表された研究成果の中に示された」捏造、改ざん、盗用を研究不正としている。なお、文科省は、「未発表の研究成果」は対象とならないとした上で、投稿論文については「論文が掲載された時点を発表とみなす」として、「投稿したものの出版社によって掲載を拒否された研究成果など、公表されていないもの」は対象外であると解説している²³。

米国の場合は、捏造された根拠に基づく研究申請書や研究実施段階における研究記録²⁴

改善等に関する協力者会議「資料1 公正な研究活動の推進に向けた「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について (審議のまとめ) (案) 骨子」(第3回配付資料) 2013.12.27. 文部科学省ウェブサイト <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/021/shiryo/_icsFiles/afiedfile/2014/01/31/1343730_01.pdf>。

¹⁹ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」前掲注(1), p.7.

²⁰ 主な研究不正規律は、以下のとおりである。米国大統領府科学技術政策局 (Office of Science and Technology Policy: OSTP) 「OSTP 研究不正連邦規律」(連邦官報 65 FR 76260 (2000.12.6), OSTP Federal Policy on Research Misconduct) ; 公衆衛生庁 (Public Health Service: PHS) 「PHS 研究不正規律」(連邦規則集 42 CFR Part 93, Public Health Service Policies on Research Misconduct. 連邦官報 70 FR 28370 (2005.5.17)で公示)

²¹ 小林「我々は研究不正を適切に扱っているのだろうか (下) —研究不正規律の反省的検証—」前掲注(4)

²² 新ガイドラインでは、研究不正調査及び認定の対象となる捏造、改ざん、盗用を「特定不正行為」と呼ぶ。本稿では、特定不正行為についても、単に研究不正と記す。

²³ 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課 前掲注(17), p.29.(FAQ 3-⑤)

²⁴ 米国では、研究記録 (research record) とは「データや結果の記録であり、科学研究から得られる結果を具現する。研究記録には、研究の申請、物理的又は電子的な実験記録、進捗報告、アブストラクト、学位論文、口頭発表、内部報告書、学術論文を含む。ただし、これらに限らない。」(65 FR 76260, 脚注 3, p.76262) と定義さ

の改ざん等も研究不正である。しかし、日本の新旧ガイドラインの場合は、研究実施途中の研究記録の改ざんなどは「研究成果と称して発表しない限りは、FFPがあっても不正行為ではない」と解釈される²⁵。ここに大きい違いが存在する。

表1 研究不正の定義の異同

研究不正規律	研究不正の定義	改ざんの定義
米国「OSTP 研究不正連邦規律」(65 FR 76260) (2000.12) / 「PHS 研究不正規律」(42 CFR Part 93) (2005.5)	研究の申請 (proposing)、実施 (performing)、審査 (reviewing)、研究成果の報告における捏造と改ざん、及び盗用	研究の資料、装置、プロセスに細工をすること、又はデータに変更を加えたり、データを省いたりして、研究が研究記録に正確に記録されないようにすること。
文部科学省「競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」(2006.8)	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造と改ざん、及び盗用	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(2014.8)	投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用	同上

(注) 米国における定義は、OSTP 研究不正連邦規律以降は、基本的には同じである。

(出典) 各規律に基づき、筆者作成。

この相違が改ざんの定義と組み合わせられるところに、重大な論点が登場する。米国では研究の実施中に「データに変更を加えたり、データを省いたり」することは定義上、改ざんに相当する。「データを省く」には研究記録が存在しないことや研究記録の紛失等により適切に研究記録を提示できない場合も含まれる²⁶。一方、日本の新旧ガイドラインでは、研究途中の研究記録の改ざんは研究不正には該当せず、研究成果が掲載された論文に現れたデータや結果の改ざんのみが研究不正（特定不正行為）と判断される。

米国の場合には、この研究不正の定義、改ざんの定義から、研究記録の不存在²⁷により、研究結果の真正性を示せないこと自体が改ざんであると判断されることになる。したがって、研究活動にとって研究記録は大変重要なものとなる。日本の新旧ガイドラインでは、研究途中の段階で改ざんが発覚したとしても、それを論文として発表しなければ、研究不正を問われることはない。しかし、後述するように新旧ガイドラインでも研究記録の不存在は研究不正と「みなされる」又は「認定される」根拠となる²⁸。研究途中では研究記録の不存在は研究不正ではないのに、ひとたび発表された論文の中に研究不正が疑われると、遡って研究記録の不存在が研究不正と「みなす」根拠となる、又は（「みなす」ことなく、直接に）研究不正を「認定する」根拠となるというのは、非常にわかりにくい論理である。ここには米国とは異なる論理が存在しているが、このことについては後述する。

れている。実験ノート（研究ノート）や実験の生データ、研究の経過や成果を取りまとめた報告や論文などが相当する。日本では明確に定義されていないが、例示を見る限りは、進捗報告、アブストラクト、学位論文、口頭発表、内部報告書、学術論文などを含まないことが多い。

²⁵ 小林「我々は研究不正を適切に扱っているのだろうか（下）—研究不正規律の反省的検証—」前掲注(4), p.11.

²⁶ 小林「我々は研究不正を適切に扱っているのだろうか（上）—研究不正規律の反省的検証—」前掲注(4), pp.43-44.

²⁷ 研究記録がそもそも存在していない場合や研究記録が存在しても適切な記録が行われていないために証拠を提示できない場合など、研究記録により適切な証拠を示すことができない、又は示すことに失敗する場合は包括的に「研究記録の不存在」と表現する。

²⁸ 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(2), p.19; 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」前掲注(1), p.17.

問題を複雑にするのは、日本の機関の研究不正規律の中には、米国と同様に「研究の申請から研究成果の報告までのすべての研究段階」における捏造、改ざん、盗用を研究不正と定義している例が少なからず存在することである。このことは、一部の機関の規律の定義が文科省の示すガイドラインの定義を包含し、より厳しい規律となっているということであり、機関によって研究不正に問われるケースもあれば問われないケースもあるという、混乱した状況をもたらしている可能性がある。

2 再実験の問題

米国の研究不正規律においては、研究不正の調査方法として再実験を位置づける例はない。しかし、日本の新旧ガイドラインは再実験による調査を認めている。特に旧ガイドラインでは、被告発者が不正行為の疑惑への説明責任を果たす場合の手段の一つとして再実験を位置づけ、その機会を保障することが規定されており²⁹、再実験は被告発者の権利となっている。もっとも、論理的に考えれば、再実験と研究不正とは別の問題であり、再現性が確認されたとしても疑念を呈された論文に研究不正がなかったとは必ずしも言えず、また再現性が確認できない場合でも研究不正があったとは断言できないことは明白である。つまり、再実験は研究不正の認定の証拠にはなりえない。再実験は研究活動の一環として実施すべきものであり、研究不正の調査とは切り離すことが合理的である。旧ガイドライン策定時の議論を見ても、当初は再現性を根拠とすることに否定的な意見もあり、再実験は研究不正の調査方法の候補には挙がっていなかった。理由は不明であるが、検討途中から調査方法の一つとして再実験が登場し、それが旧ガイドラインに残ることになった³⁰。

なお、旧ガイドライン以降に各機関等が制定した研究不正規律では、再実験の扱いが次第に消極的になり、比較的新しく制定された規律では、再実験は無条件に保障されるものではなくなっている。新ガイドラインでも、被告発者が不正行為の疑惑への説明責任を果たす場合の手段の一つとして再実験を位置づける規定はなくなり、調査委員会が必要性を認める場合のみ再実験が行われるという限定的な規定³¹となった。いずれは研究不正と再実験を通じた再現性の確認とは別の問題であるという原点に戻り、研究不正の調査と再実験は切り離されていく可能性が高い。

3 研究記録の不存在と研究不正の認定

(1) 旧ガイドラインの場合

旧ガイドラインは、研究不正の認定に関して「被告発者の説明において、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。」³²と規定している。つまり、被告発者が研究記録の不存在により証拠を示せない場合は、研究不正とみなすという規定である（以下「みなし規定」という。）。みなし規定により、研究記録の不存在は原則

²⁹ 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(2), p.19.

³⁰ 小林「我々は研究不正を適切に扱っているのだろうか(下)－研究不正規律の反省的検証－」前掲注(4), pp.14-16.

³¹ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」前掲注(1), pp.15-16.

³² 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(2), p.19.

として反証を許さない証拠となる³³。

みなし規定は、研究不正の存在を直接的に認定できない場合でも、実験ノートなどの証拠を被告発者が示せないだけで、データの捏造や改ざん等の研究不正があると認定することができる非常に強力な規定である。この規定があることで、「本当は正しいが、記録を紛失したため確認できない」といった証明困難な説明を拒絶でき、また、無用な再実験を繰り返して、結論を出せない状況に陥ることも回避できる。研究不正の調査委員会は、みなし規定によって、研究記録の不存在という研究不正を認定する強力な証明手段を獲得したことになる。研究者にとっても、みなし規定があることで、日常的に研究記録の作成や保管を正しく行うことで、自らの潔白を証明できることになる。³⁴

もっとも、研究記録の不存在が、なぜ研究不正とみなせる根拠なのかは明確でない。旧ガイドラインの検討過程の配布資料や議事要旨に合理的な説明は見当たらない³⁵。一方で、旧ガイドラインでは、研究記録を作成し、保管することは、研究者として守るべき作法であり、その徹底のために研究者倫理の向上のための取組が求められるという主旨の説明をしている³⁶。そこからは、研究記録の作成と保管は研究者の行動規範に則る作法であり、それを守らないのであれば、行動規範に対する背馳として研究不正とみなされてもやむを得ないという論理構造が浮かび上がる³⁷。

実際に、旧ガイドラインが策定される前の研究不正規律が浸透していなかった時代には、研究不正を直接証明できない場合でも、研究者コミュニティが自ら定めた行動規範や憲章、宣言など、自律的に定めた規範に背馳する行為があれば、研究者コミュニティの成員としての責任を果たしていないことになり、処罰の対象となりうるという考え方で対応していた例が見られる。研究記録がないことで研究不正の疑いを晴らせないのは、そもそも行動規範に反しているのであり、そのことにより研究不正を強く疑われても、原則として反証は許されない、という論理である³⁸。みなし規定は、この論理を研究不正規律に明文化したものだとも言える。みなし規定が合理性を持つのは、その背後に研究者倫理、行動規範などが存在し、研究者はそれを遵守することが前提とされているからなのである。

もっとも、このような研究者の倫理観と明文化されたルールを結びつけることには困難も伴う。倫理観に頼ること自体は悪いことではないとしても、倫理観は本質的に多様であり、考え方の不一致により混乱を招く可能性も高い。そこで、一定の合意された倫理観が必要になる。その一例が研究記録などに関する作法を規定する行動規範である。それが存在しなければ、みなし規定を適用することは困難になる。こうして、旧ガイドラインは、ガイドラインの枠外ではあるが、機関に対して行動規範や研究記録の保存に関する規程の制定を要請するのである³⁹。

³³ 反証は、自然災害等で研究記録を喪失した場合など、不可抗力であったことを証拠として提示できる場合や、研究記録の保存期間が研究分野の慣行や機関の規定で定められている期間を超えている場合などに限られる。

³⁴ みなし規定を持たない研究不正規律もある。そのような規律を持つ機関では、研究記録の不存在だけでは研究不正を認定することが困難になり、調査が長期化する可能性が高まる。

³⁵ 小林「我々は研究不正を適切に扱っているのだろうか（下）—研究不正規律の反省的検証—」前掲注(4), pp.20-21.

³⁶ 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(2), pp.9-10.

³⁷ 小林「我々は研究不正を適切に扱っているのだろうか（下）—研究不正規律の反省的検証—」前掲注(4), p.21.

³⁸ 同上, p.22.

³⁹ 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(2), p.9.

（２）新ガイドラインの場合

新ガイドラインでは、みなし規定に関する記述はなくなった。新ガイドラインの案の段階においては、旧ガイドラインの記述をそのまま継承し、被告発者の説明責任の中でみなし規定を定めていた⁴⁰。しかし、決定された新ガイドラインでは被告発者の説明責任に関する項目とそれに続く研究不正の認定に関する項目の記述が整理、統合され、みなし規定に関する記述はなくなり、研究不正の認定に関する項目中の「被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする」⁴¹だけが残された。「同様とする」とは「特定不正行為と認定される」を指している。つまり、研究記録の不存在を研究不正とみなし、それにより研究不正を認定する規定から、研究記録の不存在それ自体を根拠に直接研究不正を認定する考え方に変更されたのである⁴²。

みなし規定はそれ自体非常に強い規定なので、研究記録の不存在を根拠に直接研究不正を認定する場合と実質的な違いはないともいえる。しかし、みなし規定と言うつながりがなくなった結果、「研究不正の定義上は研究途中における研究記録の不存在は研究不正ではないのに、論文掲載後に研究不正が疑われた途端に、研究不正ではなかったはずの研究記録の不存在が研究不正を認定する根拠となる」という、ますますわかりにくい論理になった。

ここまでくれば、米国の研究不正規律のように、研究の実施段階の研究記録に関する不正行為も研究不正であると、最初から規定してしまう方が論理的には明快だと思われる。研究者倫理や行動規範に頼る必要のない単純明快な論理である。この論理は「PHS 研究不正規律」の制定時（2005年5月）に明確に解説されていたので、2006年に行われた旧ガイドラインの検討に際して、この解説を参照することは可能であったと思われるが、参照した気配はない⁴³。今回の改定に際しても、この点に関して米国の研究不正規律を参照した様子は見られない。

なお、日本国内にも、米国の研究不正規律に近い考え方の規律を持つ機関があり、その場合は、研究記録の不存在を定義上、研究不正と認定することが可能である。果たして、研究不正の対象となる段階を研究成果の発表段階に限定する必然性があるのか、研究申請から研究成果の発表までに広げることで不都合があるのか、吟味する必要があるだろう。

4 告発をめぐる課題

（１）告発に対する抑制的対応

告発に対する抑制的な規定も、日本の研究不正規律の顕著な特徴である。新旧ガイドラインは、告発は顕名で、かつ不正行為の内容やその科学的合理的理由の提示を要件としている⁴⁴。告発において不正とする科学的合理性のある理由を示すことが悪意に基づく告発を防止するためのものであること、悪意に基づく告発に対しては氏名の公表、懲戒処分や

⁴⁰ 文部科学省 前掲注(3), p.17.

⁴¹ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」前掲注(1), p.17.

⁴² この記述の変化が、単に項目を整理した結果なのか、研究記録の不存在と研究不正の認定の関係づけに関する考え方を変更した結果なのか、議事概要等からは判明しない。

⁴³ 小林「我々は研究不正を適切に扱っているのだろうか（下）—研究不正規律の反省的検証—」前掲注(4), p.22.

⁴⁴ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」前掲注(1), p.12; 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(2), p.14.

刑事告発⁴⁵がありうることを明記している⁴⁶。旧ガイドラインの検討過程では、良心的な研究者を不当にも研究不正を疑われる事態の頻発からいかにして守るかという観点の議論が頻繁に登場した⁴⁷。このことが、発表された研究成果の段階に研究不正を限定することや、研究不正の告発を抑制することなど、ある意味では過剰防衛的な研究不正規律の構築につながった可能性がある。

もともと、顕名の告発者に厳しい要求をしている一方で、匿名の告発や、学会等やマスコミからの指摘も、顕名による告発に準じて扱うことができるとされていることから⁴⁸、告発に対する抑制的対応の効果がどの程度あるのかは明らかではない。それでも、顕名の告発以外は、機関は取り扱うことを必須とされていないので、機関の意思によっては、告発を抑制することは可能である。顕名による告発に対して極めて厳しい条件を課すことを要求する規定は本当に必要なのか検討の余地がある。第1に、匿名の告発及び報道や学会等の指摘を実質上受け付けている中で、顕名の告発にのみ極めて厳しい条件を課すことに実効性があるのか疑問がある。第2に、告発の段階で「不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容」、「不正とする科学的合理的理由」を明示させるというのは、顕名の告発者に非常に高い証明力の証拠を要求し、必要以上の証明責任を負わす形になっており、それが研究不正の調査において妥当なのか、吟味する必要がある。

(2) 告発の期限と研究記録の保管

前述のように、研究記録が研究不正の認定において重要な役割を演ずるので、研究記録の保管期限が実質的な告発の期限を規定することになる。逆に、告発の期限が設定されれば、研究記録の実質的な保管期限を規定することになる。米国の「PHS 研究不正規律」は、告発の期限を6年と明確に定め (§93.105a)、例外を設定している (§93.105b)。

日本の新旧ガイドラインは、告発の時効を定めていない。新ガイドラインは、「告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。」⁴⁹としており、研究記録の保存期間が先に存在し、それに準じて実質的な告発の期限が決まる形をとっている。ただし、研究記録の保存期間に関しては、ガイドライン中で定めるのではなく、各研究分

⁴⁵ 刑事告発まで明記しているのは、文科省のガイドライン、文科省系の機関が主であり、他省庁のガイドラインや指針にはほとんど見られない。

⁴⁶ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」前掲注(1), p.13; 文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(2), p.15. なお前掲注(1)の箇所、悪意は「被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。」と定義されている。

⁴⁷ 研究活動の不正行為に関する特別委員会議事要旨には、「本来問題のない研究が妨げられる」、「神聖な学問に取り組んでいる人を陥れようという行為」などと言った表現も登場する。また、告発の乱用を防ぐために「脅しをかけておく」などの表現も見られる。この種の防衛的な発言は複数回の委員会の議事要旨に見られる。

⁴⁸ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」前掲注(1), pp.12-13. なお、新ガイドライン案ではインターネット上での研究不正の疑いの掲載を匿名の告発に準じて扱うことを規定していた(「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(案)前掲注(3), p.14)が、最終的には顕名による告発の場合と同様の具体的な内容が示されている場合に限るとした。この変更により、インターネットによる告発の多くが調査対象から除外されると予想できる一方、電子メールによる顕名、匿名の告発が可能なので実質的な効果は大きくないと推測することもでき、変更の効果は定かではない。

⁴⁹ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」同上, p.14.

野、各機関の判断に委ねている。

このため、新ガイドラインの下でも、告発の期限は何年とするのが適当なのか、研究記録の保管は何年間とすることが適当なのかは明確でない。ところが、文科省、厚生労働省の「疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議」により「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の検討が進められ、すでにパブリックコメントを経た案が提示されている⁵⁰。それによると、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」は、研究記録の保存期限を「当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から3年を経過した日のいずれか遅い日までの期間」⁵¹、すなわち「研究終了から5年、論文発表から3年」と定めた。この倫理指針は羈束性が高く、またほかにこれほど明確に研究記録の保存期限を規定する公的規律がないことなどから、実質的には医学系にとどまらず、すべての研究分野で同じ研究記録の保存期間が最低ラインとして適用される可能性が高い。一方、文科省は日本学術会議に分野ごとの研究記録の保存期間の審議を依頼している⁵²。最終的にこれらの複数の提案を調整することが、実質的な告発の期限を決めることになる。

Ⅲ ガイドライン制定後の課題

1 新ガイドライン導入期の課題

(1) 既存規律との関係

新ガイドラインは2015年4月1日から適用されることになっており⁵³、現在は各機関で関連規則の制定、研究倫理教育の構築等の準備作業が進められている。今後は、各機関が新ガイドラインを取り入れる上で、さまざまな問題に直面することになると思われる。

最大の課題は、既存の規律との関係をどう考えるかである。旧ガイドラインに倣った規律を制定していた機関、旧ガイドラインでは対象外であったために研究不正規律が未整備だった機関の場合は、新ガイドラインの導入は比較的容易であろうと推測される。難しいのは、旧ガイドラインとは異なる規律を持つ機関の場合である。例えば、研究不正の対象とする研究段階を、米国と同様に研究申請の段階から研究成果の発表段階までとしている機関も存在する。そのような規律の場合は、例えば投稿中の論文の研究不正も対象である。一方、新ガイドラインは「論文を投稿したものの出版社によって掲載を拒否された研究成果など、公表されていないもの」を対象外とする⁵⁴。学術雑誌の査読の過程で、捏造、改ざん、盗用が発見されることはしばしばある。雑誌の編集者等から機関に不正行為の可能性が指摘され、機関が調査した結果、不正行為が認定され、処分された事例もある。文科省の説明に厳密に従うならば、雑誌の編集者等から機関に対する査読段階での不正行為の可能性の指摘は、新ガイドラインの対象外となり、研究不正の調査対象にもならないこと

⁵⁰ 疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議「資料2 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(案)」(第12回配布資料)2014.10.7.厚生労働省ウェブサイト <<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000060614.pdf>>

⁵¹ 同上、第19 研究に係る試料及び情報等の保管、(5)。この保管期限については、前述の「PHS 研究不正規律」の規定する期間や例外規定と対比して妥当なのか等の議論の余地がある。

⁵² 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課 前掲注(17), p.21.(FAQ 2-⑦)

⁵³ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」前掲注(1), p.2.

⁵⁴ 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課 前掲注(17), p.29.(FAQ 3-⑤)

になる。このような改定は、ある意味では後退であるとも考えることもでき、適切なのか疑問が残る。

なお、告発の期限や研究記録の保存期限を具体的に定めている機関も存在する。この場合も、既存の期限と異なる新たな期限が提示された場合に、どのように対応するか判断が難しい。

(2) 新たに対象となる機関への支援

前述のように、新ガイドラインでは、私学助成等の基盤的経費によって実施される研究活動も対象となる。しかし、従来競争的資金による研究活動がほとんど実施されてこなかったような私立大学、私立短期大学等は、おそらく研究不正調査の経験もないであろうし、教員組織の規模が小さく、機関内に必要とされる人員を揃えた調査委員会等の組織を設置できない可能性もある。そのような機関に対しては何らかの支援策が必要である。

旧ガイドラインでは、告発等に係る事案の調査を行う機関について、独自調査が困難な場合には、研究資金の配分機関が調査を肩代わりできることを規定した⁵⁵。また、「研究機関は他の機関や学協会等の研究者コミュニティに、…(中略)…調査を委託することもしくは調査を実施する上での協力を求めることができる。」⁵⁶とした。これらの規定は、新ガイドラインでもほぼ同じである⁵⁷。

新ガイドラインで新たに対象となる従来競争的資金による研究活動がほとんど実施されてこなかったような私立大学、私立短期大学等は、定義上、競争的資金を獲得していないので、前者の支援の対象外である⁵⁸。後者は、一般論としては、どの機関にも適用できる規定であるが、現実にはどのような機関に協力を求めることが可能なかは明確でない。

十分な規模がない機関が、無理矢理に独自に調査委員会を設置して、独自に調査を実施することは、研究不正に対する十分な理解と経験がないために好ましくないだけでなく、その規模ゆえに、機関の研究者のかなりの部分が調査委員会に属し、一人又は少数の被告発者と対峙するような構図を作ることになりかねない。研究不正調査が、学内対立を生み、調査にバイアスがかかり、公正な調査を担保できない可能性がある。そのようなバイアスがかかる可能性のある調査体制を作るとは適当でない⁵⁹。研究不正の調査能力がない、又は十分でない機関、小規模機関等に関しては、どのような協力形態や支援策があり得るのかを具体的に示すことが必要であろう。

⁵⁵ 「調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る研究活動の予算を配分した資金配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。」文部科学省科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会 前掲注(2), p.16.

⁵⁶ 同上

⁵⁷ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」前掲注(1), p.14. このことは、新ガイドラインの策定において、対象となる機関の裾野が広がったにもかかわらず、それらの機関については十分に配慮されなかった可能性が高いことを示唆する。

⁵⁸ 新ガイドラインでは、「資金配分機関」は「配分機関」と記載されている。「配分機関」は競争的資金等を配分する機関であり、基盤的経費を配分する機関を含む場合は「配分機関等」と定義されている。したがって、配分機関による支援は、競争的資金による研究不正事案のみが対象となる。競争的資金を多少なりとも獲得している機関であっても、基盤的経費によって行われた研究に係る事案は支援対象外となる。つまり、研究基盤の脆弱な機関の研究不正事案に対して、研究資金の配分機関の支援は実質的に及ばない可能性が高い。

⁵⁹ このような状況を逆手に取って、研究不正調査を、ある種のアカデミックハラスメントの手段として用いるなど、不適切な運用も想定しうる。

2 研究の公正性の確保と手続的問題

今後、研究記録の保存期限が示される可能性が高い。従来は研究記録の保存期限、ひいては実質的な告発の期限の扱いが明確でなかった機関が多いので、今後は各機関では研究不正規律の運用に際して、期限を意識することが必要になる。

ここで注意すべき点は、米国の「PHS 研究不正規律」は告発の期限を定めるのに対して、新ガイドラインは研究記録の保存期限を定め、それが間接的に「実質的な告発の期限」を定めることになるという点である。つまり、新ガイドラインは、前述のとおり、研究記録の保存期限について予備調査をすることを定めているのであり⁶⁰、研究記録の保存期限を超えれば予備調査で対応を終えて、本調査の対象としないと定めているわけではない。研究記録の保存期限は、厳密な意味での告発の期限ではないので、それ自体が告発を受け付けない根拠や研究不正に関する調査を行わない根拠にはならない。研究不正の認定の証拠は研究記録だけではない。ほかの証拠によって証明できる可能性も残されている。

こうした認定手続上の論点以上に重要なのは、研究不正の認定は何のために行うのかという観点である。研究不正の認定は、研究者に懲戒処分を課したり、研究費の執行を停止したりするために行う面があることは事実である。しかし、研究不正の認定の重要な役割の一つは、論文の訂正や取下げを促すことで、研究不正を放置して科学の健全な発展を阻害する事態を回避することにある。つまり、研究不正の調査や認定には、研究の公正性（Research Integrity）を堅持するという重要な役割があるのである。

研究記録の保存期限が明示されると、とかく数字に関心が集中し、研究不正調査を数字に当てはめる手続的問題に還元して考えてしまう可能性も否定できない。手続的には、明確な証拠がない中で研究不正の認定をすることは困難であるから、研究記録の保存期限を過ぎた事案の調査、認定をする意味はないとも言える。しかし、そこで重視すべき判断基準は、研究の公正性の確保のために何ができるかである。研究記録の保存の期限を、安易に告発の期限と読み替えるべきではなく、論文の訂正や取下げの可能性を探ることも大切である。

この点の判断は、研究不正の調査を担う機関やその調査委員会の見識に負うことになる。ただし、例えば、研究記録の保存期限を超過して調査可能性が低い場合には、懲戒処分等の対象とはしないが、論文の訂正や取下げだけは勧告するといった基準を示すことも有意義であろう。さらに踏み込んで、研究記録の保存期限を超過して調査可能性が低い場合に、故意性の有無は問わず、誤りの存在を自ら認め、論文の訂正や取下げの勧告に応じた場合は、懲戒処分等は行わない、といったルールを設けることも考慮の余地がある。

3 ガイドラインを越える問題

文科省は「大学院の教育の一環として作成される学位論文における不正行為」は新ガイドラインの対象とはならないことを明言している⁶¹。この整理は原理的には妥当である。一方では、学位規則の改正⁶²により、2013年度から博士の学位を授与された者は、博士論

⁶⁰ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」前掲注(1), p.14.

⁶¹ 文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課 前掲注(17), p.26.(FAQ 3-②)

⁶² 「学位規則の一部を改正する省令」(平成 25 年文部科学省令第 5 号)

文をインターネット上で公表することになった。その結果、今後は、学位論文における捏造、改ざん又は盗用の発見が容易になることが予想される。そのような環境変化の中で、大学にとっては、学位論文は研究不正に関するガイドラインの対象外と言って済ますわけにはいかないことも事実である。また、前述のように学術雑誌等の査読の過程で発覚した研究不正も、新ガイドラインの対象外となり、研究不正の調査対象にならない。

もちろん、学位論文のケースも、投稿論文の審査段階等で研究不正が発見されるケースも、各機関が文科省ガイドライン準拠の研究不正規律とは別に研究不正規律を用意して扱うことは可能である。しかし、このような扱いは、各機関が多数の研究不正規律を整備しなければならなくなるだけでなく、その結果、機関間で概念やルール等が統一されず、混乱を招く危険性も大きい。また、同じ競争的資金による研究プロジェクトによる論文であっても、査読時に不正行為が発覚した場合は各種措置の対象にならず、掲載後に発覚した場合は懲戒処分等の措置の対象になるというのは、科学の発展に対する影響の有無の点で違いがあるとはいえ、妥当な線引きなのか検討の余地がある。今後は、文科省のガイドラインに限定せず、改めて幅広い観点から研究不正の取扱いを検討することが必要である。

おわりに

研究不正をめぐる議論が混乱する原因の一つに、研究不正に関する用語の定義、考え方の不一致や混乱があると思われる。文科省は研究不正の事前防止や適切な対応を目指して2014年8月に研究不正ガイドラインを改定したが、新ガイドラインはこれらの問題に十分には応えていない面がある。基本的な定義や枠組みの妥当性を改めて検討する必要があるだろう。

また、科学研究はダイナミックであり、研究環境や分析方法等は、時間経過に伴って変化、発展するものである。そのため、過去には許されていたことがその後許されなくなる、つまり事後的に不正行為だと判断されることもありうる。こうしたことは科学の発展の宿命でもある。その意味では、研究者コミュニティは過剰防衛的になり、研究不正調査に対して消極的態度を取るのではなく、判断基準の変化などを社会に積極的に公開し、研究不正の判断基準を適時かつ柔軟に変更していく、オープンな姿勢で研究不正に取り組むことが望まれる。それを行政府のみならず、社会や立法府が見守ることで、科学が健全な発展を持続することを期待したい。